

第4章 水防施設

第1節 水防倉庫等の資器材備蓄基準

1 水防資器材取扱要領

- (1) 資器材の使用に際しては、水防以外の如何なる工事にも使用することを許さないものとする。
- (2) 資器材の受払いについては、帳簿を常に記入しておかなければならない。
- (3) 資器材の管理責任者は、年2回以上点検すること。

2 県水防倉庫

水防管理団体の備蓄水防資器材で不足するような緊急事態に際し、応急支援するため備蓄し、水防管理者の要請により、水防支部長が状況を勘案し使用する。

器 材			資 材		
区 分	単 位	数 量	区 分	単 位	数 量
スコップ	丁	100	丸太	本	100
掛矢	丁	6	鋼棒	本	200
唐鉞	丁	5	ビニール袋又は麻袋	袋	20,000
ツルハシ	丁	5	縄	丸	40
おのり	丁	5	ロープ	m	50
のこぎり	丁	5	鉄線	kg	100
鎌	丁	6	小車	台	5
ハンマー	丁	10	(又は搬送用具)		
ペンチ	丁	5	ビニールシート	枚	200
たこ槌	丁	3			
照明具	個	5			

3 水防管理団体倉庫

各水防倉庫等に常時備蓄すべき資器材は次表のとおりである。

器 材			資 材		
区 分	単 位	数 量	区 分	単 位	数 量
ス コ ッ プ	丁	10	丸 太 (3.5m)	本	20
掛 矢	丁	3	丸 太 (2.5m)	本	30
た こ 槌	丁	1	丸 太 (2.0m)	本	50
唐 鋏	丁	3	ビニール袋又は麻袋	俵・袋	5,000
ペ ン チ	丁	3	縄	丸	20
お の	丁	3	鉄 線	kg	20
鋸	丁	3	ビニールシート	枚	10
鎌	丁	5			
照 明 具	個	3			

備考

- (1) 竹材、その他水防工法上必要な資器材若干量を備蓄しておくこと。
- (2) 低湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については、適当な土砂を備蓄すること。
- (3) ビニールシートは、市計画で追加したもの。

第2節 水防倉庫等の資器材備蓄状況等

1 水防倉庫等の資器材備蓄状況

市が管理する水防倉庫の所在地及び資器材の備蓄状況は、次表のとおりである。

関係河川名	水防倉庫名	水防倉庫所在地	設置年	規模 (㎡)	器							
					スコップ	掛矢	たこ槌	唐鋏	ペンチ	斧	鋸	鎌
岩木川	種市	種市字高瀬 89-5	昭和 50年	32.40	10	3	1	3	3	3	3	5
平川	新里	新里字東里見 59-1	昭和 44年	29.87	10	3	1	3	3	3	3	5
平川	石川	石川字石川 114-1	昭和 42年	33.17	10	3	1	3	3	3	3	5
大和沢川	一野渡	一野渡字岡本 17-1	昭和 55年	14.91	10	3	1	3	3	3	3	5
岩木川	水防資材 センター	茜町2丁目5-3	昭和 53年	185.4 9	45	10	9	12	5	5	6	20
岩木川	岩木	賀田1丁目1-1	昭和 55年	25.00	8	2			3		2	
相馬川	相馬	五所字野沢 41-1	昭和 60年	20.00	20	2		2	10	1	5	10

2 水防倉庫等の鍵保管者

名称	鍵保管者	備考
種市水防倉庫	新和出張所長 73-3251	
新里水防倉庫	豊田地区団第1分団長 32-5101	消防本部
石川水防倉庫	石川出張所長 92-2112	
一野渡水防倉庫	千年地区団第1分団長 32-5101	消防本部
水防資材センター	道路維持課長 32-8555	
岩木倉庫	観光建設課長 82-1625	
相馬倉庫	経済建設課長 84-2111	

(平成19年4月)

照 明 具	材									資					鉄 線	水防資器 材管理者		
	ハン マ 1	ツ ル ハ シ	一 輪 車	発 電 機	投 光 器	安 定 器	救 命 胴 衣	救 助 用 ボ ー ト	船 外 機	丸 太 3.5m	丸 太 2.5m	丸 太 2.0m	土のう袋 又は ビニール袋	むしろ 又は シート			丸	kg
3	丁	丁	台	台	台	台	着	台	台	1	本	本	本	袋	枚	丸	20	弘前地区 消防事務 組合 消防本部 警防課長
3											85	30	97	5,000	70	35	20	
3											32	31	54	5,000	78	36	20	
3											20	30	50	5,000	75	31	20	
10	9	15	12	2	2	2	20	3	1		527			22,000	268	79	2	道路維持 課長
	2	3			3									1,500	45			観光建設 課長(岩木 総合支所)
	3	10												500	3	30		経済建設 課長(相馬 総合支所)